

利用者識別番号 1234567890123456

整理番号 01234567

コクゼイ タロウ様

●●●●●税務署長

所得税等、消費税及び贈与税の申告について

申告の参考となる情報をご案内しておりますので、以下の情報をご参照の上、期限内に申告・納付してください。
なお、確定申告等がお済みの方にも送信させていただいております。

所得税等、消費税及び贈与税の申告書等を作成される方は、「[確定申告書等作成コーナー](#)」をご利用ください。

【平成 28 年分の確定申告等の申告期間等】

	申告期間	納期限
		振替日（振替納税用の場合）
所得税及び復興特別所得税	平成 XX 年 X 月 XX 日 (X) ～平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)	平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)
		平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)
消費税及び地方消費税	平成 XX 年 X 月 ～平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)	平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)
		平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)
贈与税	平成 XX 年 X 月 X 日 (X) ～平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)	平成 XX 年 X 月 XX 日 (X)

(注) 1 原則として、税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。
2 所得税等の還付申告は、平成 29 年 2 月 15 日（水）以前でも送信することができます。
3 消費税について、課税期間の特例を選択されている場合は、12 月 31 日の属する課税期間の確定申告期間を表示しています。
なお、課税期間の特例を選択されている場合の当該課税期間以外の納期限及び振替日については、[こちら](#)をご覧ください。

【重要なお知らせ】 ※ この情報は、平成 29 年 1 月●日時点のものです。必ず届出書等から再度ご確認くださいようお願いします。

◆ 所得税等に関する事項

- 申告の種類 : 白色
- 予定納税額（第 1 期分・第 2 期分の合計額） : 1,234,567,890,123,456 円

◆ 消費税に関する事項

- 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 : 提出あり
- 「課税事業者選択届出書」の提出状況 : 提出あり
- 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 : 提出あり
- 中間納付税額 : 1,234,567,890,123,456 円
- 中間納付譲渡割額 : 1,234,567,890,123,456 円
- ※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、**基準期間（前々年）の課税売上高が 5,000 万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。**
- ※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は平成 28 年分に適用がないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。
- ※ 中間納付税額等の表示がある方で、1 月ごとの消費税の中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額欄が表示されません。最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に入力してください。

◆ 納付に関する事項

- 所得税等の振替納税利用金融機関 : ●●●●銀行■支店
普通預金 1234***
- 消費税の振替納税利用金融機関 : ●●●●銀行■支店
普通預金 1234***
- ダイレクト納付利用金融機関 : ●●●●銀行■支店
12340-12345***

- ※ 振替納税のお申し込みに当たっては、[こちら](#)をご覧ください。
- ※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。
なお、納期限までにダイレクト納付により納税していただいた場合は、振替納税は行われません。
- ※ 振替納税及びダイレクト納付のお申し込みに当たっては、[こちら](#)をご覧ください。

◆ **ご注意ください**

〈社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関するお知らせ〉

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、**今回ご案内している平成 28 年分の申告書（所得税・消費税・贈与税）や一部の申請・届出書（更正の請求書など）には、マイナンバーの入力が必要となります。**

なお、ご自宅等から e-Tax により申告手続等を行う場合には、電子証明書の確認等により本人確認を行いますので、マイナンバーカードなどの本人確認書類を別途送付する必要はありません。

国税に関する社会保障・税番号（マイナンバー）制度の詳しい情報は、国税庁ホームページのトップページにある「[社会保障・税番号制度<マイナンバー>](#)」をクリックして、ご覧ください。

※ マイナンバーが記載された申告書等を書面で提出する場合には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要になります。

〈マイナンバーカードの電子証明書の利用に当たって〉

○ マイナンバーカードの取得を予定されている方は、申告等の期限に間に合うよう早めにマイナンバーカードの交付申請を行い、取得していただきますようお願いいたします。

○ マイナンバーカードに対応した IC カードリーダーライタの準備が必要です。

マイナンバーカードに対応した IC カードリーダーライタについては、地方公共団体情報システム機構が運営する公的個人認証ポータルサイト「[マイナンバーカードに対応した IC カード RW 一覧](#)」をご覧ください。

○ マイナンバーカードの電子証明書を e-Tax に登録する必要があります。

電子証明書の登録・再登録の方法については、「[『利用者識別番号等の入力画面』から電子証明書の登録・再登録方法](#)」をご覧ください。

なお、既に住民基本台帳カードの電子証明書を e-Tax に登録している方も再登録が必要です。

〈住民基本台帳カードの電子証明書の利用に当たって〉

○ 住民基本台帳カードに組み込まれた電子証明書は、有効期間内であれば、引き続き e-Tax をご利用できます。

◆ **以下の情報及びリンク先をご参照の上、申告書の作成をしてください。**

その他の情報については、国税庁ホームページをご確認ください。

〈所得税等関係〉

○ ふるさと納税をされた方（ワンストップ特例の適用を申請している場合など）で確定申告を行う方は、[こちら](#)をご覧ください。

○ 年金所得者に係る確定申告不要制度については、[こちら](#)をご覧ください。

○ 純損失や雑損失は、その損失が生じた年の翌年分以後 3 年間（東日本大震災による損失は 5 年間）にわたり繰越控除できます。この場合、申告する所得がない年であっても、損失を翌年に繰り越すためには確定申告をする必要があります。

○ 上場株式等の一定の譲渡や一定の先物取引に係る損失は、その損失が生じた年の翌年分以後 3 年間にわたり繰越控除できます。この場合、申告する所得がない年であっても、損失を翌年に繰り越すためには確定申告をする必要があります。

○ 土地建物等を譲渡（交換、代物弁済、財産分与なども含まれます。）し、譲渡益がある場合及び譲渡所得の特例を適用する場合は確定申告をする必要があります。

〈消費税関係〉

○ 消費税の申告が必要になる場合については、[こちら](#)をご覧ください。

○ 簡易課税制度のみなし仕入率が、改正されました。

詳しくは、「[消費税法令の改正等のお知らせ（平成 26 年 4 月）（平成 27 年 4 月改訂）](#)」をご覧ください。

〈財産債務調書制度〉

○ 財産債務調書の提出が必要な場合については、「[財産債務調書制度に関するお知らせ](#)」をご覧ください。

〈その他〉

○ e-Tax で確定申告書等を送信する場合は、「[e-Tax ホームページ](#)」で利用可能時間や運転状況等をご確認ください。

○ 還付申告の方は、還付を受ける本人名義の預貯金口座の金融機関名及び口座番号等を正確に入力してください。なお、一部のインターネット専用銀行には、還付金の振込みができません。振込みの可否については、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

○ 税制改正については、「[確定申告書等作成コーナー](#)」に掲載している「平成 28 年分 所得税の改正のあらまし」をご覧ください。

確定申告書等作成コーナー又は e-Tax の操作についてご不明な点がございましたら、「[e-Tax ホームページ](#)」で受付時間を事前に確認いただいた上で、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク TEL 0570-01-5901

※ 電話番号は、ナビダイヤルの「0570」を省略せずに、お間違えのないよう十分にご確認の上、おかけください。

マイナンバーカードの利用に係るパソコンや IC カードリーダーライタの設定、パソコン操作などについて、ご不明な点がございましたら、「[マイナンバーカード総合サイト](#)」で受付時間を事前に確認いただいた上で、マイナンバー総合フリーダイヤルまでお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル TEL 0120-95-0178

※ 1 音声ガイダンスに従って 1 番を選択してください。

※ 2 お間違えのないよう十分にご確認の上、おかけください。

申告内容や申告に必要な書類などについて、ご不明な点がありましたら、所轄の税務署にお電話でお問い合わせください。

※ 所轄の税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

所轄の税務署の電話番号は、[こちら](#)からご確認ください。

この文書は、行政指導として送信しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。

戻る